

B

I

238-23



明治十一年七月改刻

學校小學生徒心得

東京府

小學生徒心得

第一條

學文を爲すハ他より智を開き身を脩め才藝を長ナ人よ賴らずにて自營の道を立つるはありされば生徒たるものハ第一身の行を正く一常ニ學業を勉勵一將來の幸福を受る様心懸くること肝要あり

第二條

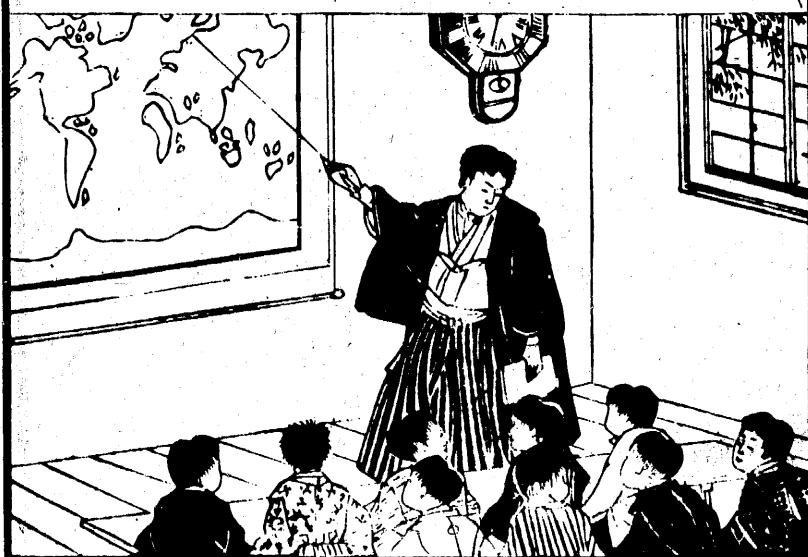
常ニ舉止言語を慎み一意ニ教師の指揮に

従ひて教を受くべー
苟且よも粗暴の振舞
をあー他生の嘲笑を
うけざる様心かくべー

一

第三條

教師へ我に學術を授
くる恩人なり常よ敬
禮の意を失ふべから



す

第四條

朝ハかなならず早く起ま先衣服を著替一顔
ご手を洗ひ口を嗽ぎ髪を拂り而一て後尊
長に一禮をあーて其安否を伺ふべー

第五條

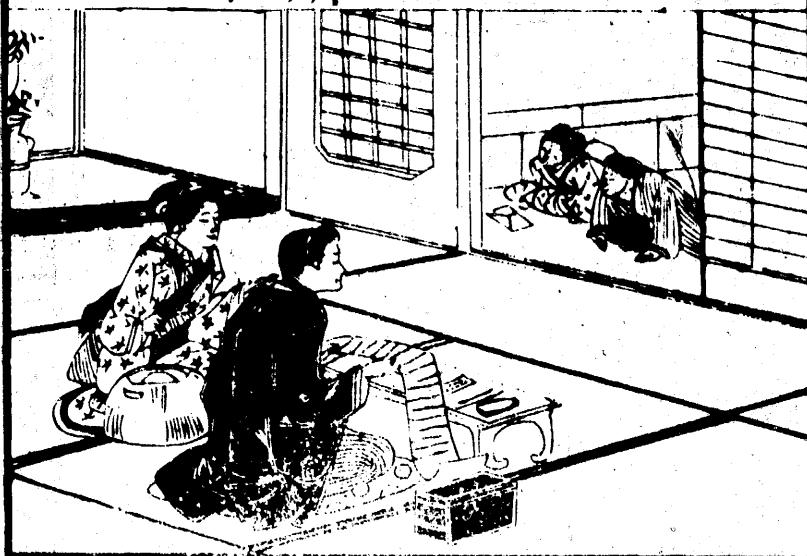
毎朝食事終れへ學校より出る用意を爲一教
場にて用ゐるべき書物石盤等を取り落さ
さる様よ致すべー

第六條

學校よ登るべき刻限
ハ課業の始る刻限の
十分前たるべー

第七條

學校よ至れば先扣所
よ入り行廁を我坐席
よ置き教師の差圖を
待ちて教場に入るべ



一決一て高聲遊戯など爲すべからず

第八條

教場よ入りて席に就くときハ教師ふ敬禮
を行ふべー

第九條

若事故ありて出校の刻限よ後れたらるときは
は其由を教師ふ告げて差圖を受くべー

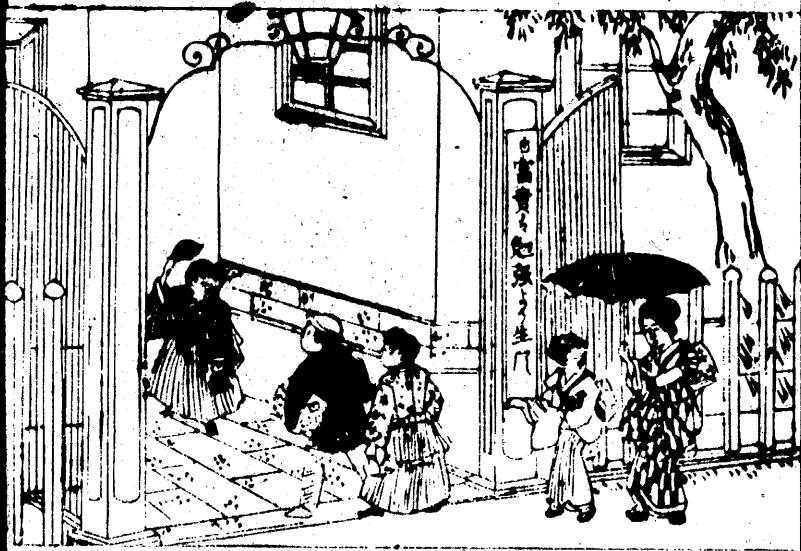
第十條

教を受るときは勿論總て我意我慢を出を

べからず教場にて己の意を述んと欲せば右の手を揚げて其意を知ら。又教師の許可を受けて後木だやかに言すべー

第十一條

教師より告げずしてみだりよ教場の出入を



なすべからず

第十二條

障子襖の開閉ハ靜にな一書物器械ハ叮嚀ヨ取扱ひ破損せざる様又行廊ハ靜に食人と湯茶を争ひ或は衣服など濡さぬ様注意すべー

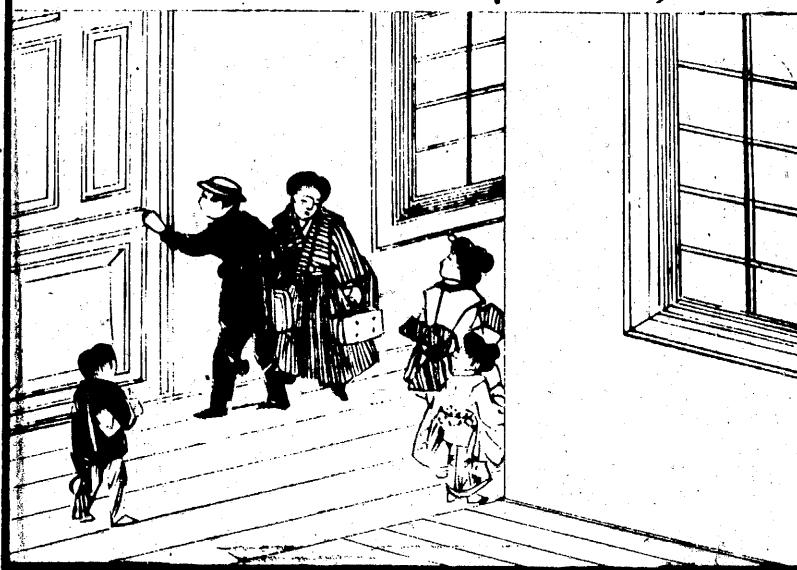
第十三條

教場より書籍石盤等を出一納れすることきの響の聞えざる様に注意一又壁拂其他の

物、濫書、又は外見
雑談をなすべからず

第十四條

學校より往返する途中
み於遊び戯るべから
ず、若車馬等より逢ふ
とき、其通り過るを
待ち決して其前を馳
過ぐべからず



第十五條

自宅へ歸りたるときと他出するときの其
由を尊長より告げ敬禮をなすべー

但學校より歸りたるときの必日課優劣

表を尊長に示をべー

第十六條

雨天のときの別にて傘はきものを取揃へ
置き退校のとき錯亂なき様注意すべー

第十七條

學文をなすとも身體
健康ならざれば其詮
なかるべー常ニ左の
條件を守りて自ら病
を招くべからず

第一 課業畢る毎
に體操場又
出て運動を
なすべー



第二 運動をあをとも奔走すること度
に過ぐべからず

第三 热き湯茶を強て飲むべからず

第四 字を寫一算を學ぶに體を曲げ胸
を屈むべからず

第五 雨天は傘なくして歩行をべから
ず

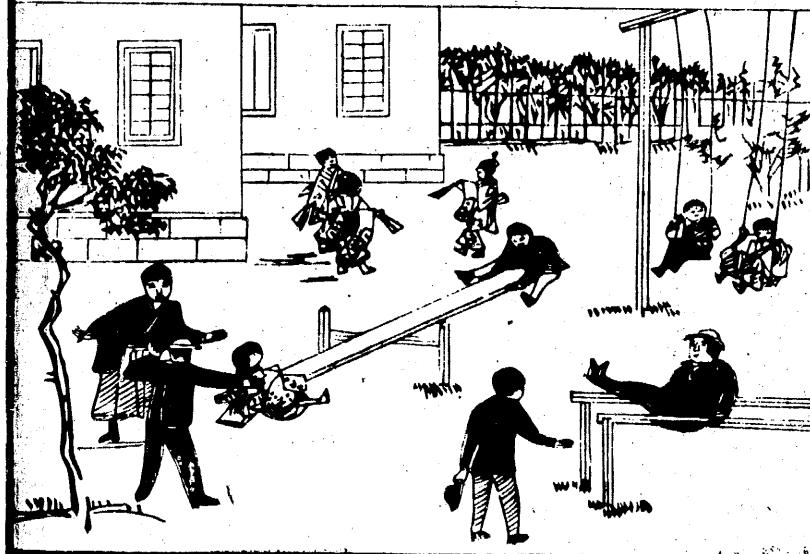
第六 冠物なくして炎天を冒一跣足不
いて雪中を行くべからず

第十八條

急よ覺えんとするときは却て忘れ易きものなれば一事を覺えて後一事に移る様に心掛くべー

第十九條

覺え惡とて決一て倦み忘るべからず急ら



第二十條

本勉強するときハ自然に覺ゆるものなり但其日ふ教を受一ことハ退校の後尊長の前よて復讀を爲すべー

朋友と睦一く交り決一て不敬不遜の振舞あるべからず又人を誹謗すべからず

第二十一條

人より争を仕懸とも決一て之と争ふべからず其由を教師に告て指示を受くべー

K110,1-35



第二十二條

尊敬すべき人又は知
己の人又出逢ふとき
ハ敬禮をなすべー

小學生徒心得終

明治六年六月吉日翻刻御届
全 年八月出版

新潟縣平民

翻刻人 松田喜久松
新潟縣越後國古志郡
長岡呉服町百三十四番地